

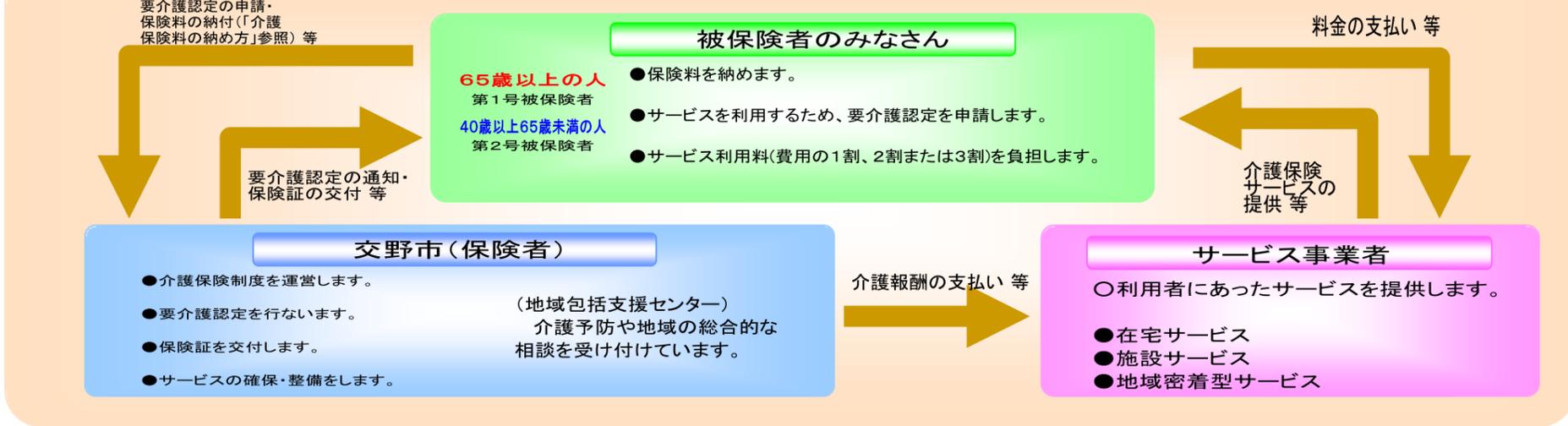


介護保険料等の基本的なご説明

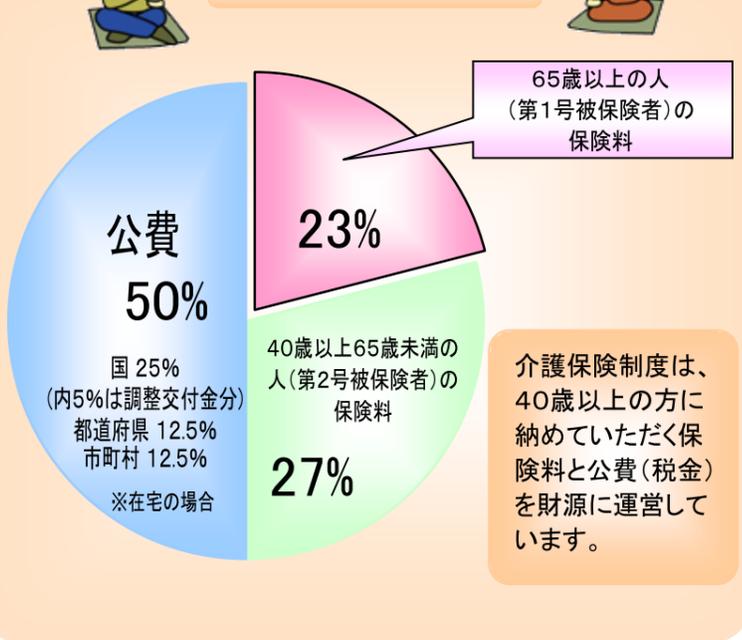


みなさんが納めていただく介護保険料は、公費とともに介護保険制度を運営していく上での大切な財源になっています。
介護保険料の納入について、ご理解をお願いいたします。

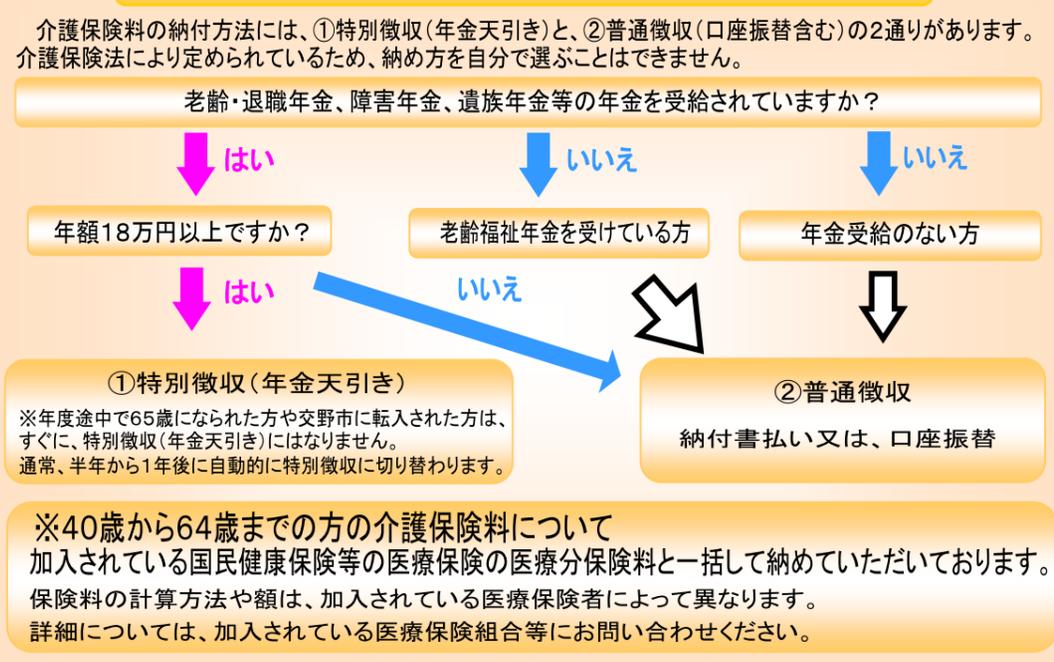
介護保険のしくみ



介護保険の財源

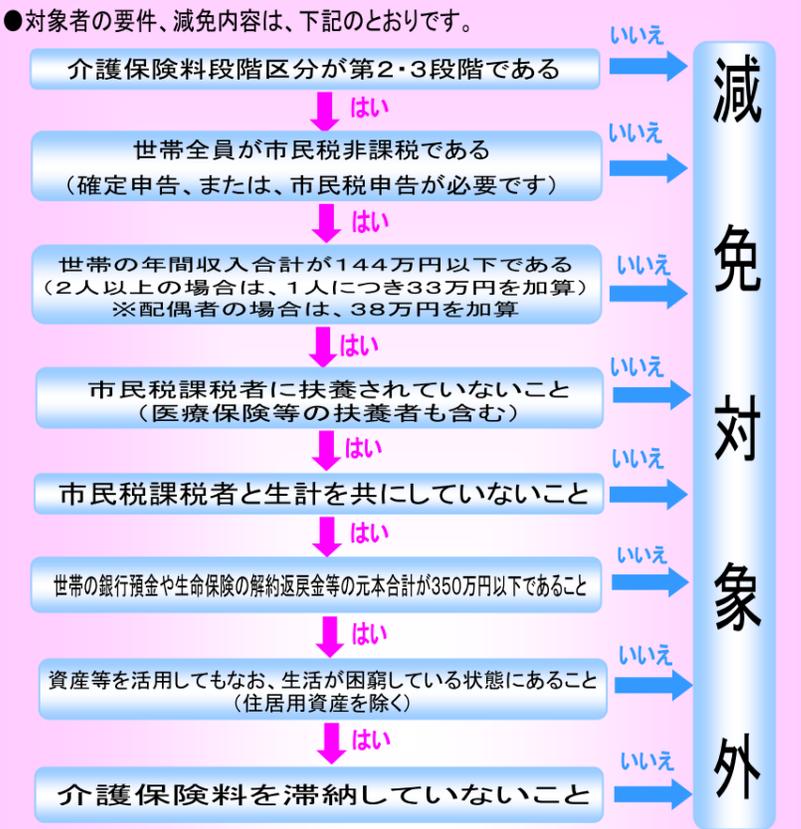


介護保険料の納め方(65歳以上)



介護保険料の減免について

交野市では、生活実態に即して生活が困難な状況にある方に対し、介護保険料の減免を行ないます。



減免対象

介護保険料第2段階(31,200円)	介護保険料第3段階(44,040円)
↓ 減免額(12,840円)	↓ 減免額(12,840円)
介護保険料第1段階(18,360円)	介護保険料第2段階(31,200円)
※減免額は納期限が未到来の保険料に限る。ただし、特別徴収(年金天引き)の人は6月末までの申請に限り遡り減免します。	
※申請は、当該年度の保険料が決定してからとなります。	

[申請に必要なもの]
印鑑・保険証・個人番号カード等、身元確認ができるもの
世帯全員分の通帳(収支がわかるもの:年金収入、定期預貯金)・国債・証券等
※預貯金等について関係機関に調査を行いますので調査に対する同意書等が必要です

●火災や、自然災害等により住宅など著しい損害を受けたり、主たる生計維持者が死亡、重大な障がい、長期入院などによって収入が著しく減少した場合などの減免制度の詳細については、高齢介護課までご相談ください。

●介護保険料の徴収猶予について(普通徴収の方)
介護保険料の支払いが一時的に困難な状況にある方に対して、介護保険料の徴収猶予制度がありますので、詳しくは、高齢介護課までご相談ください。

普通徴収(本算定)と特別徴収(仮徴収・本徴収期間)



※4・6月分は、前年度の2月分と同額を徴収します。
※年度途中から年金天引きが開始となる人は、上記とは異なります。

普通徴収(納付書払い)の方のお支払いには…

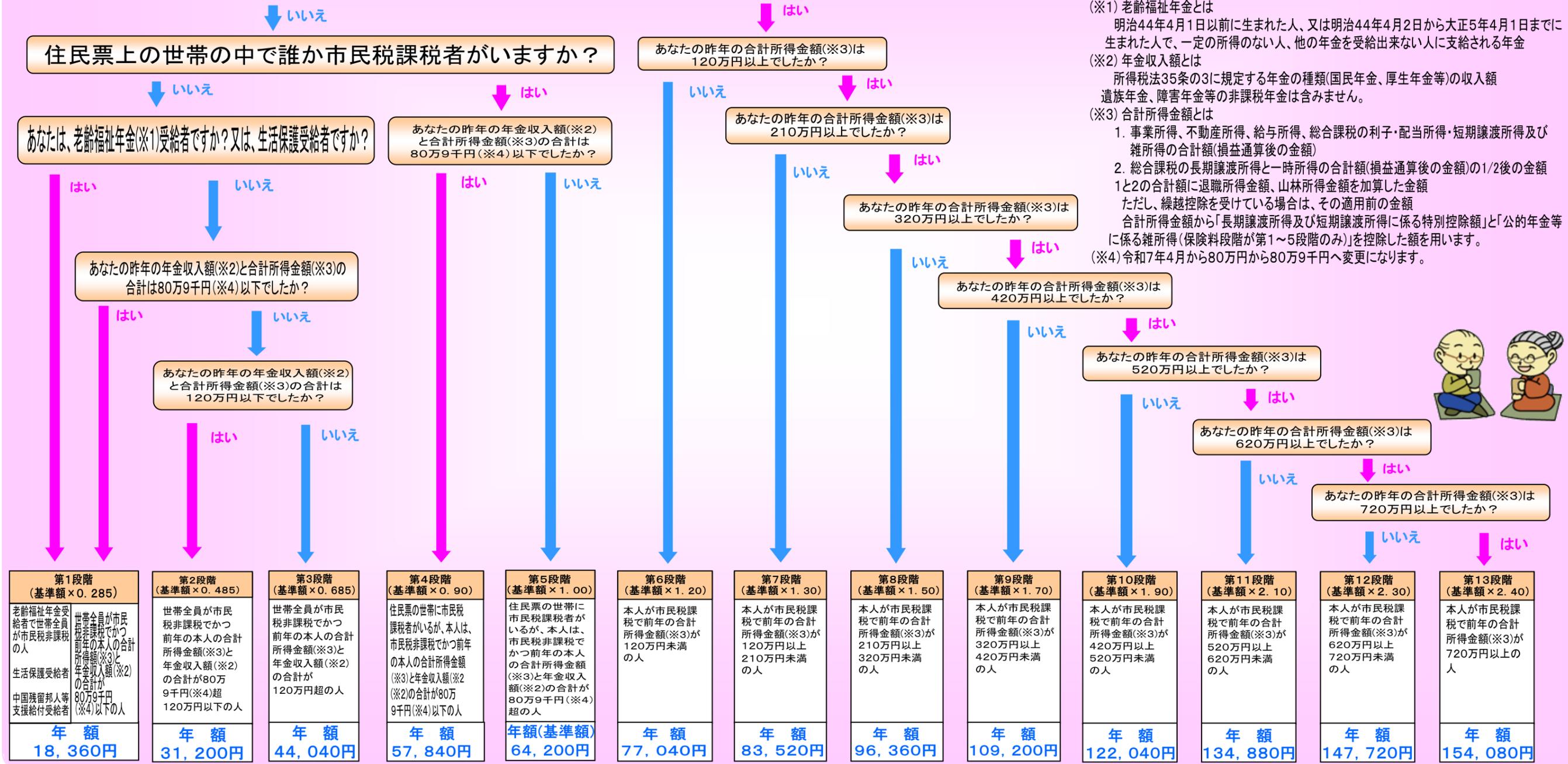
・介護保険料を預金口座から自動的に振り替える便利で納め忘れのない口座振替のご利用をおすすめします。
ご希望される方は高齢介護課までお問い合わせください。

・金融機関の営業時間外でもお支払い可能なコンビニエンスストア、スマートフォン決済をご利用ください。(お支払いは、納付期限内のみ)

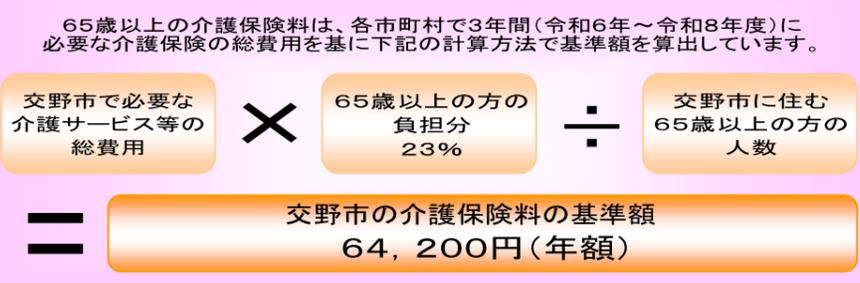
65歳以上の方の介護保険料と段階(令和6～8年度)

介護保険料は、4月1日の住民票上の世帯状況や市民税課税状況等に基づき保険料段階(保険料額)を6月に決定(本算定)します。
 ※年度途中で所得の内容に追加・変更が生じた場合は、変更額に応じて介護保険料額にも変更が生じる場合があります。 ※年額、月額は端数処理の関係上基準額に対する割合と合わない場合があります。

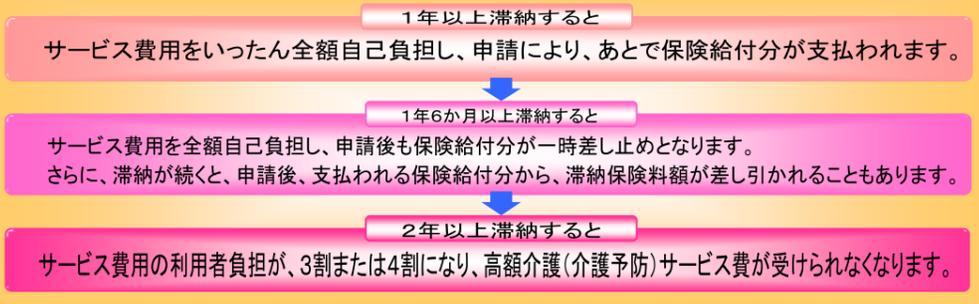
あなたは、市民税課税者ですか？



介護保険料の決め方(概略)



保険料を滞納すると滞納処分や下記のとおり給付制限措置を講じます



介護保険料についての問い合わせ先

〒576-0034
 交野市天野が原町5-5-1(ゆうゆうセンター内)
 交野市 福祉部 高齢介護課 賦課徴収係
 電話072-893-6409